

ご家族に関する届出・申請

住所 戸籍	世帯主が亡くなって、残る世帯員が二人以上の場合	世帯主変更届出				
	保険 年金	健康保険の扶養から外れて、 国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (74歳まで) 国民年金の加入 (20歳～59歳までの配偶者)	資格喪失日より 14日以内	加入していた健康保険の 「資格喪失証明書」	住所・戸籍 あお
国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方		新しい保険証の交付 (後日郵送)			変更前の国民健康保険証 (兼高齢受給者証)	支所・出張所
子ども	受けられる年金給付がないか、確認とご相談	例) ・遺族基礎年金 (子のある妻、または子) ・国民年金寡婦年金 (60～64歳の妻) ・国民年金死亡一時金			※受付窓口でご相談ください	健康保険・年金 ももいろ
	お子さまに関して受けられる手当・助成等の 確認、相談	・子ども医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・重度心身障がい者医療費助成 ・児童手当 ・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当 ・保育園			※ご家庭の状況により利用できる制度 や必要なものが異なりますので、ご 相談ください	健康保険・年金 ももいろ 子ども・子育て オレンジ
相続	亡くなられた方が不動産(土地、建物等)を所有 している場合	不動産登記申請			右記に電話の上、ご相談ください。 (12月29日～1月3日及び土日祝日を除く8 時30分～17時15分の間) (音声ガイダンス2番)	釧路地方法務局 北見支局 0157-23-6166
	亡くなられた方の預貯金や不動産等の相続手続き がいくつも必要な場合	法定相続情報証明制度				

2021.1.4現在



【市役所代表電話】
0157-23-7111

開庁時間 あさ 8時45分 ~ 夕方 5時30分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

〒090-8501
北見市大通西3丁目1番地1

端野総合支所、常呂総合支所、留辺蘂総合支所でも各種手続きができます。
なお、支所・出張所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

北見市ホームページ <http://www.city.kitami.lg.jp/>

手続きチェックシート おくやみ

心よりお悔やみ申し上げます。

死亡届

死亡の事実を知った日から
7日以内に届出してください

↓

火葬許可証をお渡しします

- ・火葬許可証は、火葬場に必ずお持ちください。
- ・火葬許可証は、火葬後ご遺族に返却されます。
納骨するときに必要な書類ですので、
大切に保管してください。

●死亡届の届出人は、

1. 親族(6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族)
2. 同居者
3. 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人 となっています。

●窓口に来られる方は、町内会の役員など使者でも構いません。

●届出に必要なもの

- ・死亡届と死亡診断書
(届書は、病院に備え付けてあります。
死亡届の右半分が死亡診断書になっています。)
- ・届出人の印鑑
- ・火葬場使用料
※亡くなられた方の死亡時の住所によります。
詳しくはお問い合わせください。

関連する手続きは、死亡届と
同時に行う必要はありません。
落ち着いてから手続きにお越しく下さい。

↓

内側へ

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で
本人確認
できるもの

＜官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証＞

運転免許証

マイナンバーカード

そのほか
・パスポート ・障害者手帳
・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が
必要なもの

- ・健康保険証
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など
- ・年金手帳
- ・北見市バス乗車証

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
- ② 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

亡くなられた方があてはまるものについてご確認ください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
----------------------------	-----	-------	----	------	-----

亡くなられた方の受給資格・給付サービスに関すること

	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済	
承継手続き 保険料等の「承継手続き」が発生する場合 ①国民健康保険に加入していた世帯主 ②75歳以上、または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた ③65歳以上の場合	承継人の届出	●承継届出書 ・承継人の口座番号がわかるもの		健康保険・年金 もみいろ 支所・出張所		
				障がい・高齢 介護サービス むらさき 支所・出張所		
保険年金 A. 国民健康保険に加入していた →69歳まで →70歳から74歳まで →高額な医療費の支払いをしていた場合 B. 75歳以上、または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入していた A・B共通 →葬祭を行った場合 →各種認定証を持っていた C. 上記以外の健康保険に加入していた場合	保険証の返却	国民健康保険証				
	保険証の返却	国民健康保険証兼高齢受給者証				
	高額療養費などの支給申請	・医療を受けた方の領収書 ・世帯主の口座番号がわかるもの				
	保険証の返却	後期高齢者医療保険証		健康保険・年金 もみいろ 支所・出張所		
	高額療養費などの支給申請	●高額療養費等支給申請書 ・承継人の口座番号がわかるもの ・承継人の印鑑				
	葬祭費の支給申請	●葬祭費支給申請書 ・葬祭を行った方の口座番号がわかるもの ・葬祭を行った方の印鑑				
	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など				
	※同様の手続きがあります。手続き方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください				健康保険の加入先で 手続きしてください	
	年金を受給していた	未支給年金の請求または死亡届	年金証書、年金請求者の認印 ※まずは 健康保険・年金 窓口で ご相談ください。		健康保険・年金 もみいろ	
	→国民年金を受給していた	※年金事務所での手続きがあります			北見年金事務所 0157-33-6007	
→厚生年金を受給していた	※共済組合での手続きがある場合があります			加入していた共済組合		
→共済年金を受給していた	※農協もしくは農業委員会でご相談ください			農協もしくは農業委員会		
→農業者年金を受給していた						
高齢障がい 65歳以上の方 北見市バス乗車証を持っていた 障がいの手帳を持っていた →障がいに関する給付金を受けていた →重度心身障がいの者の医療費受給資格を持っていた	保険証の返却	介護保険証		障がい・高齢 介護サービス むらさき 支所・出張所		
	北見市バス乗車証の返却 ※交付料の返還がある場合があります	・北見市バス乗車証 ・通帳 ・本人確認書類				
	各種手帳の返却と死亡の届出	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・窓口に来た方の認印		障がい・高齢 介護サービス むらさき		
	障がいに関する各種サービスや給付金終了の相談	※受付窓口でご相談ください				
受給者資格の喪失届	重度心身障害者医療費受給者証		健康保険・年金 もみいろ			
児童手当・児童扶養手当の対象児童		※受付窓口でご相談ください		子ども・子育て オレンジ		

亡くなられた方の資産や税・料金に関すること

	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
税・料金 北見市に土地・家屋などの固定資産を所有していた →固定資産を共有していた →土地・家屋を相続する →農地を相続する	代表承継人の届出 (相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方)	※受付窓口でご相談ください		税金のこと みどり	
	共有代表者の変更届 (亡くなられた方が代表の場合)	※受付窓口でご相談ください			
		※裏面の『相続』覧をご覧ください。		釧路地方法務局北見支局 0157-23-6166	
		※受付窓口でご相談ください		農地が所在する 農業委員会	
原付バイク・小型特殊車両を所有していた	軽自動車税の申告	※受付窓口でご相談ください		税金のこと みどり 支所・出張所	
軽自動車、250cc以下のオートバイを所有していた		※軽自動車協会でご相談ください		軽自動車協会 0157-24-6130	
自動二輪(250cc超)を所有していた		※自家用自動車協会でご相談ください		自家用自動車協会 0157-24-6271	
税・料などを口座振替で北見市に納めていた	口座振替の廃止・変更	預金通帳、通帳の届出印		2階 納税課 支所・出張所	
北見市に納める税金・保険料などに未納がある場合	納付相談			2階 納税課	
→財産や負債を放棄する場合		※家庭裁判所でご相談ください		釧路家庭裁判所北見支部 0157-24-8431	
上下水道の使用をやめる場合	使用中止届	☎お電話で手続きできます		上下水道 料金センター 0157-25-1178	
→上下水道の使用者名義を変更する場合	使用名義変更				
その他 市営住宅を故人の名義で借りていた 故人は市営住宅に同居していた 北見市立墓地・霊園に納骨を希望する 北見市立墓地・霊園の使用許可を受けていた 印鑑登録をしていた	名義人死亡、退去または入居承継手続き	※受付窓口でご相談ください		3階 都市建設部総務課 0157-25-1626	
	同居者異動届出	死亡を証する書面			
	使用許可申請または納骨の手続き	※受付窓口でご相談ください		3階 環境課 支所・出張所	
	使用者変更手続き				住所・戸籍 あお
自動的に廃止登録になります					